高松市監查委員告示第11号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

同

令和6年3月29日

高松市監査委員 木 田 一 彦 同 大 西 均

大 西

智

同 山下 誠

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和6年3月29日)





高松市監查委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査実施年度 平成14年度

監査テーマ1 徴税事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管	課等	措置 通知日
1	指摘	執行停止処分の決定を滞納者に通知すべきもの	P36	財政局	納税課	R6.2.28

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書該当ページ	所管	課等	措置 通知日
2	意見	要綱の見直しと見直し経過の文書化について(重度障害 者(児)日常生活用具給付事業)	P137	健康福祉局	障がい福祉課	R6222
3	意見	助成対象や必要性・助成水準の検討と検討結果の文書化保存について(心身障害者扶養共済制度掛金助成事業)	P156	(连)承'他仙/问	P早/J*V い田で正 ō木	NO,Z.ZZ

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書該当ページ	所管	課等	措置通知日
4	指摘	「情報化推進施策業務調査票(業績測定評価シート)」 が作成されていないことについて	P62			
5	指摘	情報化評価シートが作成されていないことについて	P66	教育局	総合教育センター	R6.2.28
6		委託業者との間で合意が求められているSLAが作成されていないことについて	P66	教 目/D	ICT教育推進室	NO,2,20
7	指摘	プロジェクト終了判定チェックリストが作成されていないことについて	P67			

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管語	課等	措置 通知日
8	指摘	「情報化推進施策業務調査票(事後評価シート)」が作成されておらず、事後評価が行われていないことについて	P67	教育局	総合教育センター	R6.2.28
9	指摘	課題一覧が作成されていないことについて	P68	教 目/D	ICT教育推進室	110.2.20

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管	課等	措置 通知日
10	意見	子育て支援事業の評価と見直しについて	P33	健康福祉局	子育て支援課	R6.3.1
11	意見	働き方改革におけるTENSクラウドの運用について	P186	教育局	総合教育センター ICT教育推進室	R6.2.28

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ3 高松市の空き家に関連する政策

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管	課等	措置 通知日
12	指摘	調査報告書に調査対象家形累計を拡大した旨を記載する ことについて(空き家等実態調査業務委託)	P165	市民政策局	くらし安全安心課	R6.2.28

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管	課等	措置 通知日
13	意見	児童館の今後の在り方の検討について	P101	健康福祉局	子育て支援課	R6.3.1

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書該当ページ	所管	課等	措置 通知日
14	意見	拠点の間でのサービス水準の比較評価を行うことについて(地域子育て支援拠点事業)	P133	健康福祉局	子育て支援課	R6,3,1
15	意見	委託を変更すべき基準をあらかじめ想定しておくことに ついて(地域子育て支援拠点事業)	P133)连)求忸扯/可	丁月 (又抜詠	NO.3. I

監查実施年度 令和4年度

監査テーマ 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について

措置 通知 No.	区分 ※	項目	報告書該当ページ	所管	課等	措置 通知日
16	指摘	株主名簿を作成することについて(有限会社香南町農業振興公社)	P107	創造都市推進局	農林水産課	R6.3.4
17	指摘	通帳残高と帳簿残高が一致していなかったことについて (有限会社香南町農業振興公社)	P108	即运动小性连问	辰怀小准砞	NO.3.4

※ 指摘 ・・・ 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 ・・・ 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

措置通知No. No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成14	年度/徴税事務の執行について	
区分	指 摘		
指摘の項目	執行停止処分の決定を滞納者に通知すべきもの		
指摘の内容	が(地方税法第15条の7	れた場合は滞納者へその旨を通知することとなっている (第2項)、これを行っていない。執行停止処分は滞納であり、その旨を知らせるべきであり、今後、適正な事である。	
報告書該当ページ	P36		
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/houkatsu2002.zei.pdf		

措置通知日	令和6年2月28日		
所管課等	財政局 納税課		
措置結果	本件指摘事項については、令和5年10月1日以降に行った執行停止処分から、滞納者に対し文書で通知するよう改め、適正に事務処理を行っている。		

措置通知No. No.2

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成23年度/	高松市のライフインフラとしての福祉	
区分	意見		
意見の項目	要綱の見直しと見直し経過の文書化について(重度障害者(児)日常生活月 給付事業)		
意見の内容	割合と自己負担額、耐用年的情勢にも合致しているか	うとともに、日用品ごとの利用頻度、限度額を超える数以内の損耗率等を分析するなどにより、施策が今日の検討が必要である。そのうえで、要綱の内容が適当経過の文書化による保管が必要である。	
報告書該当ページ	P137		
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/katsu.files/ho2011222.pdf		

措置通知日	令和6年2月22日	
所管課等	健康福祉局 障がい福祉課	
措置結果	て、年度ごとに中核市及びからの意見等を踏まえた上施要綱の見直しを行っていまた、携帯用会話補助装と、今日的情勢への対応も	置において、対象製品として「アプリ」を追記するな

措置通知No. No.3

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成23年度/	高松市のライフインフラとしての福祉
区分	意見	
意見の項目	助成対象や必要性・助成 害者扶養共済制度掛金助成	水準の検討と検討結果の文書化保存について(心身障 事業)
意見の内容	心身障害者扶養共済制度は香川県が実施している。共済は、相互間での扶助を原則とするが、制度自体に香川県の一般会計から支出されており、掛金の割に年額支給額が多くなるケースが多いと考えられる。助成額は異なるものの、所得要件自体はないこと、障害程度の制限がないことから、市がその掛金まで助成する必要性は薄い。対象や必要性と助成水準についての再考が望まれ、その検討結果は決定の合理性を示すものとして文書化し、保管される必要がある。廃止も視野に入れた検討が望まれる。	
報告書該当ページ	P156	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho2011222.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年2月22日	
所管課等	健康福祉局 障がい福祉課	
措 置 結 果	査するとともに、本市の助ついて、検討した結果、中体が実施している状況や、施することとした。	和4年6月に中核市及び県内市町の助成実施状況を調成対象や必要性、助成水準、事業の廃止や縮小などに核市では約3分の1、県内市町では約2分の1の自治代替性を有する事業がないことなどから、継続して実は、文書化した上で保存し、今後も、中核市や県内市検討することとしている。

措置通知No. No.4

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度/情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	「情報化推進施策業務調とについて	査票(業績測定評価シート)」が作成されていないこ
指摘の内容	業務主管課に作成が要請されている「情報化推進施策業務調査票(業績測定評価シート)」が作成されていない。	
報告書該当ページ	P62	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho2015222.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年2月28日	
所管課等	教育局 総合教育センター I C T 教育推進室	
措置結果	ステムの更新に伴い、同シ	、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステム調達前の4年9月に、情報化推進施策業務調査に替わる調査票として、デジタル関連施策調査票を作

措置通知No.	No.5

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度/情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	情報化評価シートが作成されていないことについて	
指摘の内容	業務主管課に作成が要請されている情報化評価シートが作成されていない。	
報告書該当ページ	P66	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

措置通知日	令和6年2月28日	
所管課等	教育局 総合教育センター I C T 教育推進室	
措 置 結 果	ステムの更新において、平	、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシ 成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガ 化評価シートの内容を含む情報化事後評価シートを令 西を行っている。

措置通知No.	No.6

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度/情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	委託業者との間で合意が て	ずめられているSLAが作成されていないことについ
指摘の内容	委託業者との間で合意が求められているSLAが作成されていない。	
報告書該当ページ	P66	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho2015222.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年2月28日	
所管課等	教育局 総合教育センター I C T 教育推進室	
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシステムの更新において、SLA(サービスレベル合意書)を作成し、委託業者と契約を締結している。	

措置通知No. No.7

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度/情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	プロジェクト終了判定チ	ェックリストが作成されていないことについて
指摘の内容	業務主管課に作成が要請されているプロジェクト終了判定チェックリストが作成されていない。	
報告書該当ページ	P67	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho2015222.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年2月28日	
所管課等	教育局 総合教育センター I C T 教育推進室	
措置結果	ステムの更新において、平 イドラインに基づき、これ	、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシ成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガまでのプロジェクト終了判定チェックリストに替わる書を令和5年11月に作成し、完了の適正性を確認し

措置通知No. No.8

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度/情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	「情報化推進施策業務調評価が行われていないこと	査票(事後評価シート)」が作成されておらず 、 事後 について
指摘の内容		うされている「情報化推進施策業務調査票(事後評価 らず、事後評価が行われていない。
報告書該当ページ	P67	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho2015222.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年2月28日	
所管課等	教育局 総合教育センター I C T 教育推進室	
措置結果	ステムの更新において、平	、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシ 成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガ 化事後評価シートを令和5年11月に作成し、事後評

措置通知No. No.9

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度/情報システムに関する事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	課題一覧が作成されてい	ないことについて
指摘の内容	業務主管課に作成が要請されている課題一覧が作成されていない。	
報告書該当ページ	P68	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

措置通知日	令和6年2月28日	
所管課等	教育局 総合教育センター I C T 教育推進室	
措 置 結 果	ステムの更新において、平 イドラインに基づき、情報 抽出を検討したが、課題は	、令和5年9月の高松市教育情報通信ネットワークシ成30年1月4日付けで改定した情報システム調達ガ化事後評価シートを令和5年11月に作成し、課題のなかったため、課題一覧の作成には至らなかった。 価シートを活用し、課題の抽出や整理を行うこととし

措置通知No. No.1O

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成30年度/教育	及び子育てに関する財務事務の執行について
区分	意見	
意見の項目	子育て支援事業の評価と	見直しについて
意見の内容	実施結果の評価は、「高松 状況一覧表」にとりまとめ (略) 法定の事業は必ず実施し に支障がなくかつ、利用者 随時、見直していくことが また、決算額の中には、 まれていない。 (略) コストがかかっていない	ないといけないが、法定ではない事業で、市民の生活が少ない事業や、他の事業と重複するような事業は、
報告書該当ページ	P33	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho300219.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年3月1日	
所管課等	健康福祉局 子育て支援課	
措置結果	年、事業の成果や妥当性、 行政評価基本方針に基づく 事務事業評価においては より効率的・効果的に実施 務事業の改革・改善、取捨 この事務事業評価の結果 育て支援推進計画(令和2 29年度の275事業から たことにより、288事業	は市子ども・子育て支援推進計画に基づく事業は、毎有効性、効率性に関する主観的評価を踏まえ、高松市事務事業評価を実施している。 、事業費に職員人件費を加えて評価しており、事業ができるよう、施策・事業の優先度や重点化の決定、事選択等を含めた継続的な見直しに取り組んでいる。、令和2年3月に策定した「第2期高松市子ども・子年度~6年度)」では、計画に基づく事業数は、平成、8事業を廃止するとともに、21事業を新規登載しとなっており、今後においても、人件費に係るコスト適切に行い、評価結果を踏まえ、適宜、事業の見直している。

措置通知No. No.11

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成30年度/教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	働き方改革におけるTE	NSクラウドの運用について
意見の内容	学校におけるセキュリティ向上、個人情報保護の観点から、市では高松市教育情報通信ネットワークシステム(TENS)を活用したクラウドシステムを構築している。これにより、情報が一元管理されるとともに、教員等は外部接続により在宅での業務も可能となった。この点、働く場所と時間を自由にコントロールでき、教員等にとっての働き方改革の一助となっている。例えば、子育て中の教員等にとっては、早めに帰宅し、家事が落ち着いた時間に業務を再開することができる。 一方で、このような環境は、教員の長時間労働是正とは逆の方向の取組みであり、いつでもどこでも仕事をできる環境は便利ではあるが、勤務実態を把握しにくくしている。市は、クラウド利用の閉鎖時間を設定するなど、過度な使用とならないよう対策を講じる必要がある。	
報告書該当ページ	P186	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho300219.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年2月28日	
所 管 課 等	教育局 総合教育センター I C T 教育推進室	
措 置 結 果	いて、TENSクラウドに 勤務の多い教員を把握した 発出した「教職員の健康管	和5年9月に開催した園長・校長・副校長研修会におおける外部接続利用時間の確認方法を周知し、時間外場合には、3年5月17日付けで小・中学校長宛てに理について」の通知に基づき、面談を行うことで、T 用されないよう、適切に対応している。

措置通知No. No.12

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和元年度/高松市の空き家に関連する政策	
区分	指 摘	
指摘の項目	調査報告書に調査対象家 等実態調査業務委託)	形累計を拡大した旨を記載することについて(空き家
指摘の内容	5,868件から平成30年れている。しかし、調査対であったことに比べ、平成のある建物や事業所につい成30年度には調査対象と	9ページには、空き家の数について、平成26年度のF度には8,289件と41.3%増加していると記載さ象とした総家形数は、平成26年度が142,625件30年度は184,014件であり、その要因は、名称で、平成26年度調査では対象外であったものが、平されたためとのことである。前回の調査と比較するうの拡大について記載することが望ましい。
報告書該当ページ	P165	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.k katsu.files/ho02021303.pdf	agawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ho

措置通知日	令和6年2月28日	
所管課等	市民政策局 くらし安全安心課	
措 置 結 果	を修正することは困難であ 査対象家形は同じであり、 なお、委託事業者のシス	、平成30年度の委託業務の成果物である調査報告書るが、令和4年度調査においては、平成30年度と調適正に事務処理を行っている。 テムの関係上、建物総数の計算仕様が、30年度調査、比較できるよう、数値を再算定の上、報告してもらなるよう改めた。

措置通知No. No.13

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度/持続可能な財政運営	
区分	意 見	
意見の項目	児童館の今後の在り方の	検討について
意見の内容	児童館については、再編も含め、今後のあり方について、検討が望まれる。	
報告書該当ページ	P101	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihoukatsu20210125.pdf	

措置通知日	令和6年3月1日	
所 管 課 等	健康福祉局 子育て支援課	
措置結果	いるほか、未就学児とその料等の収益がなく、国が人る効率的な運営は困難であながら、今後も継続して運におお、川東児童館は、施に廃止した。また、新居・吉光の2児が離れているため、利用者経費の重複や老朽化などの	ついては、小学生が放課後児童クラブなどで利用して保護者や中高生の居場所として機能しているが、使用 員配置等の基準を定めていることから、民間委託によるものと判断し、施設の統廃合による効率化等を図り 営することとした。 設の老朽化と利用者数の減少を踏まえ、令和4年度末 童館は、人権・啓発や交流の拠点である隣保館と立地 間の交流や職員の連携が図りにくいほか、施設の運営 課題があったことから、4年4月に、新居児童館と国 、6年4月に、吉光児童館と吉光文化センターを統合

措置通知No. No.14

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度/高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	拠点の間でのサービス水準の比較評価を行うことについて(地域子育て支援拠点事業)	
意見の内容	拠点の間で、サービスの水準に大きな差がないか、委託事業者から提出される 実施報告書などを基に、プロポーザルの評価項目を参考に、評価項目を設け、比 較評価を行うことが望まれる。	
報告書該当ページ	P133	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

措置通知日	令和6年3月1日	
所管課等	健康福祉局 子育て支援課	
措 置 結 果	出ないよう、国の地域子育を参考に、令和6年2月にし、5年度分から、委託先業実施内容に関し、評価すまた、委託先から毎月提	域子育て支援拠点間で、サービスの水準に大きな差がで支援拠点事業実施要領やプロポーザルの評価項目等、地域子育て支援拠点事業評価チェックリストを作成から提出された実施報告書やヒアリング等を基に、事ることとした。 出される事業報告書の確認や、施設訪問時の実地確認 に施状況の把握に努め、必要に応じ指導等を行ってい

措置通知No. No.15

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度/高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	要託を変更すべき基準をあらかじめ想定しておくことについて(地域子育て支援拠点事業)	
意見の内容	当初プロポーザルによる選定評価は永続するものではなく、どのような場合に、委託先を変更するべきなのか、あらかじめ想定しておくことが望まれる。	
報告書該当ページ	P133	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20220225houkatsukekka.pdf	

措置通知日	令和6年3月1日	
所管課等	健康福祉局 子育て支援課	
措置結果	委託提案公募要領において 継続して委託することがあ された実施報告書等で適切 契約について事前協議し、 また、委託契約書には、 該当するときは、契約を解	ロポーザルの募集時に、地域子育て支援拠点事業業務、適切な事業運営が認められる場合に、次年度以降もると規定していることから、年度末に委託先から提出な事業運営であることを確認した上で、次年度の委託1年間ごとの委託契約を締結している。契約の不履行や不正行為、契約事項違反などの要件に除することができる旨の「委託者の契約解除権等」を更すべきかどうかについては、個別に判断し、対応し

措置通知No. No.16

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和4年度/高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執 行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	株主名簿を作成することについて(有限会社香南町農業振興公社)	
指摘の内容	会社法第121条で、株主名簿の作成は義務付けられており、当該団体のような特例有限会社においてもそれは変わらない。株主名簿を整備せずに放置しておくと会社法第976条によって1,000千円以下の過料になる場合もあるため、速やかに作成・保管すべきである。	
報告書該当ページ	P107	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20230202houkatsugaibukekka.pdf	

措置通知日	令和6年3月4日			
所管課等	創造都市推進局 農林水産課			
措置結果	本件指摘事項については 正に保管することとした。	、監査結果報告を受けて以降、	株主名簿を作成し、	適

措置通知No. No.17

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和4年度/高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執 行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	
区分	指 摘	
指摘の項目	通帳残高と帳簿残高が一致していなかったことについて(有限会社香南町農業 振興公社)	
指摘の内容	通帳への記帳については、少なくとも決算時においては記帳し、通帳残高と帳簿残高を照合すべきである。また、使用しない(必要でない)預金口座については、不正利用の温床にもつながるため口座の閉鎖も検討すべきと考える。	
報告書該当ページ	P108	
報告書へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/20230202houkatsugaibukekka.pdf	

措置通知日	令和6年3月4日	
所管課等	創造都市推進局 農林水産課	
措置結果	本件指摘事項については、令和5年3月末の決算時において、通帳残高と帳簿 残高の照合を行い、残高の一致を確認した。 なお、通帳残高と帳簿残高の不一致の要因であった預金口座については、取引 がないため解約した。	